健康

暮らし

福

祉

談

相

催し・講座

スポーツ

し 危機管理室 **個**(32)6280 **M** komai.hokkaido.jp

入学通知書は届きました

か

| Y校教育課 回(32)6742

| Y校教育課 回(32)6742

| You will be a point of the point of the

訪問販売・点検商法にご注意を!

販売の相談が増えていますす。特に下水道管洗浄業者の悪質な訪問商法」に関するトラブルが急増していまームなど、「点検を口実に販売勧誘する浄水器、排水管、ふとん、住宅のリフォ

■点検商法の手口と、被害にあわないた

安感をあおり契約させる れています。はっきりと答えなかったり、 最初に事業者名と販売の目的であること その場では契約せずに、後でその機関に らない場合もある 不審に感じたりしたときは、 をはっきりと告げなければならないとさ 確認しましょう
●特定商取引法では、 てきたときは、部署名、 ービスをします」など必ずしも点検に至 た」と訪問し「工事しないと危険」と不 見ず知らずの業者が「点検に来 ●公的機関を名乗っ 氏名を聞いて、 **※**「○○のサ キッパリと

一人で悩まずご相談ください!

道消費生活モニター募集市消費経済調査員・

況の月例調査(50品目程度)四●生活関連商品の価格および出回り状市内に居住する20歳以上の方

●購入した食料品などの量目調査 (年3

■礼月額2千円程度●アンケート回答(年1回程度)

車第

2

月

1

5

日

会
ま

で

に ている大型店や小売店の名称、 道モニターのどちらかを記入)、 体的に)、応募理由、 有無、消費者団体などの所属 よび申込者の職業、各種モニター経験の 号、家族構成 ふりがな)、生年月日、年齢、 書(必着)で 住所、 (続柄、年齢)、世帯主お 郵便番号、 希望(市調査員、 はがきまたは封 (あれば具 自家用車 電話番 氏名(利用し

が年々 06 まででは本当 運転の可否を記入し、〒053-002は本当 運転の可否を記入し、〒053-002

下水道事業受益者負担金について

ます 水道事業受益者負担金制度に基づき整備 水道事業受益者負担金制度に基づき整備 専用の一部を負担していただくことにな 要用の一部を負担を制度に基づき整備 で成25年度に賦課対象者となる方に、下

■受益者負担金制度とは

する費用の一部を負担していただくもので環境の向上など新たな利益が生じることがら、土地所有者の方などに整備に要すから、土地所有者の方などに整備に要する費用の一部を負担していただくもので

■25年度の対象区域と単価

次の地区です。今年度の受益者負担金の対象となるのは、

●拓勇西町地区、北栄町地区、字植苗地区のいずれも一部の地域(第4負担区)

区)=1㎡当たり37円地区のいずれも一部の地域(第3負担・字沼ノ端地区、一本松町地区、字錦岡

(納入方法・納期) 対象者へ2月上旬に受益者に分けて、5年間(20回)で納入していに基づき、負担金を5月中旬から年4回に基づき、負担金を5月中旬から年4回申告書を送付します。その申告内容など

■上下水道部総務課 ■(32)6628
の適用があります
の適用があります

広 告